

第6章

創出 ～ゆとりを実感できるまち～

1. 中心市街地の整備
2. 道路・河川の整備
3. 公共交通の充実
4. 上下水道の整備
5. 住環境・街並みの整備
6. 公園・緑地の整備

1 中心市街地の整備

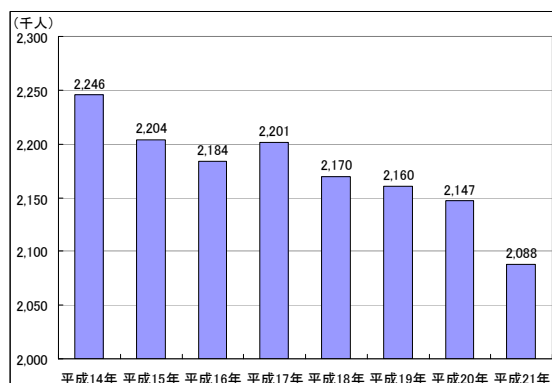
■現状と課題

本市の中心市街地も多くの都市がおかれている状況と同様に、人口の減少や高齢化の進行、商店街の衰退など空洞化が進んでいます。

中心市街地は長い歴史の中で、地域の文化や伝統を育み、各種の機能を培ってきた「まちの顔」であり土岐市全体の魅力を高める観点からも、その再生は重要な課題であると言えます。

「いつまでも住み続けたい」と感じていただけるように、次代に引き継ぐべき魅力ある中心市街地を形成していくためには、道路や駅前広場等都市基盤の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進していく必要があります。

土岐市駅の乗客数の推移



■施策

(1) 中心市街地の魅力づくり

中心市街地の魅力を高めるために、都市基盤である道路（歩道も含む）や駅前広場の整備を進めるとともに、小売店舗等の誘致やイベントの実施などにより、中心市街地における「にぎわい」を創出します。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|----------------------------|--|------------|
| 道路等インフラ ^{※29} の整備 | 都市計画道路新土岐津線を整備します。他の都市計画道路については、早期事業化を促進します。また、道路整備に合わせ、景観の向上を図るため電線類の地中化を推進します。 | 中心市街地整備推進室 |
| 駅前広場の整備 | 土岐市駅前広場について土岐市の顔にふさわしい広場整備事業の実施を促進します。 | 中心市街地整備推進室 |
| まちづくり組織の支援 ^新 | まちづくり組織の支援を行い地域主体のまちづくりを推進します。 | 中心市街地整備推進室 |
| 新規開店者への支援（再掲） | 中心市街地空店舗対策補助金を利用した支援を行います。 | 商工観光課 |

■主な指標

| 指標 | 説明 | 現状 | H27 | 関連施策 |
|--------------------|--|--------|--------|------|
| 土岐市駅周辺の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「土岐市駅周辺の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数/全回答者数 | 7.4% | 20.0% | (1) |
| 中心市街地内の人口 | 中心市街地区域内人口 | 2,345 | 2,470 | (1) |
| 中心市街地内の店舗数 | 中心市街地区域内店舗数 | 162 | 170 | (1) |
| 土岐市駅の乗降客数 | 土岐市駅1日平均乗降客数 | 11,442 | 12,020 | (1) |

※29 インフラ（再掲） 10 ページ参照

第6章 『創出 ～ゆとりを実感できるまち～』

2 道路・河川の整備

■現状と課題

東海環状自動車道の開通により、広域交通アクセス網は整備されましたが、今後も市民や事業者の利便性を高めるため、必要な幹線道路については、国や県との連携により整備を進めていく必要があります。また、生活道路については、極端に狭い道路、歩行者が歩きにくい道路などが存在し、市民が快適に道路を利用するために整備、改善を進める必要があります。

河川については、市内河川の継続的な改修と雨水排水路の整備を進め、集中豪雨にも対応できるようにするとともに、市民が憩いの場として活用できる自然空間として、河川改修とあわせて整備していくことも必要です。

■施策

(1) 安全で便利な道路の整備

基幹道路については、優先順位を考慮しながら計画的に整備を進めます。生活道路については、市民生活の利便性と安全性の向上につながる道路の整備、改善を進めます。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|-----------------------|--|----------------|
| 幹線道路の整備・拡幅 | 都市計画道路を中心に市内の骨格となる道路の整備・拡幅を進めます。 | 監理用地課 都市計画課 |
| 生活道路の整備・拡幅 | 段差や凹凸の解消、危険箇所の改修、破損箇所の補修等の整備及び狭あい道路の拡幅を進めます。 | 土木課 |
| 交通安全施設の整備 | カーブミラー、カードレール、街路灯、区画線 ^{※30} の設置、補修を行います。また、横断歩道や信号機の設置については、関係機関と協議・調整し、整備を促進します。 | 土木課 |
| 道路標識等の設置 [㊦] | 関係機関と協議しながら、道路標識等の設置を進めます。 | 土木課 |

(2) 自然と調和した河川の整備

河川等の改修時に親水空間を整備し、市民が親しみ、潤いや安らぎを感じることができる空間を整備します。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|--|------------------------------|------|
| 自然共生工法 ^{※31} の採用 [㊦] | 河川等の改修工事では自然共生工法を優先的に採用します。 | 土木課 |
| 住民参加による河川の維持管理 [㊦] | 住民参加による河川清掃等を促進し、河川の美化に努めます。 | 土木課 |

※30 区画線 道路のセンターライン、路側線など

※31 自然共生工法 自然の水辺復活を目指した工法

(3) 災害に強い道路・河川の整備

災害に備えた橋梁の耐震補強工事や電線類の地中化等により、災害に強い道路・河川を整備します。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|---------------------------------------|---|------|
| 橋の耐震化 | 耐震調査に基づき、耐震補強工事を進めます。 | 土木課 |
| 河川の護岸、道路側溝の整備 | 未整備箇所の護岸や側溝の整備を進めます。 | 土木課 |
| 浚せつ ^{※32} 工事の実施 ^④ | 河川断面が阻害されている箇所の浚せつ工事を進めます。 | 土木課 |
| 定期的なパトロールの実施 ^④ | 既存施設（道路・河川）の保守・点検及び危険箇所の把握のために、定期的なパトロールを実施します。 | 土木課 |
| 施設の改修、維持管理 ^④ | 既存施設（道路・河川）の破損箇所の補修を行います。 | 土木課 |

■主な指標

| 指標 | 説明 | 現状 | H27 | 関連施策 |
|---------------------------|---|-------|-------|------|
| 幹線道路の整備（国道・県道など）に関する市民満足度 | 市民意識調査で「幹線道路の整備（国道・県道など）」について「満足」「やや満足」と回答した人の数／全回答者数 | 40.2% | 50.0% | (1) |
| 身近な生活道路の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「身近な生活道路の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数／全回答者数 | 26.9% | 50.0% | (1) |
| 道路に関する改善要望箇所の処理率 | 市民等から要望された道路の改善に対応した割合 | 70.0% | 70.0% | (1) |
| 道路に起因する事故件数 | 対処すべき補修（陥没等）が未実施だったために発生した事故件数 | 2 | 0 | (1) |
| 河川の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「河川の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数／全回答者数 | 32.9% | 50.0% | (2) |
| 【参考】河川・水路の氾濫件数 | 市内河川・水路の年間氾濫件数 | 3 | 0 | (3) |

※32 浚せつ 河川等の水深を深くするために水底をさらって、土砂等を取り除くこと

第6章 『創出 ～ゆとりを実感できるまち～』

3 公共交通の充実

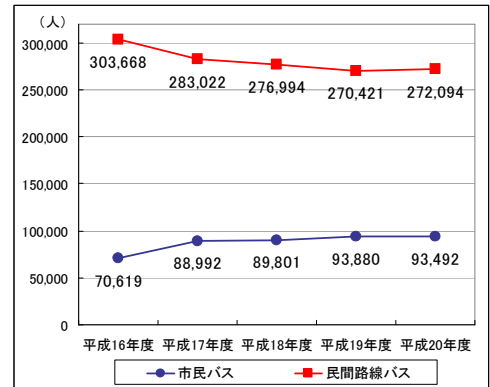
■現状と課題

高齢化の進行にともない、本市でも交通弱者の増加が予想されます。また、地球温暖化^{※33}をはじめとした環境問題の深刻化により、自動車から、バスや鉄道などの公共交通へ移動手段がシフトしていくことが求められています。

本市では、民間路線バスと市民バスにより土岐市駅を中心に市内全域を網羅する形でサービスが提供されていますが、今後も市民や市を訪れた人が安全・快適・便利に移動できるよう路線や本数を充実させていく必要があります。

鉄道についても、JR中央線の運行本数の充実など市民の利便性やサービスの向上を図っていく必要があります。

市民バス・民間路線バスの利用者数の推移



※民間路線バスは、土岐=下石=駄知線、駄知線、土岐=妻木線の3路線の合計利用者数

■施策

(1) 市民バス等市内公共交通の充実

バスを中心に市内公共交通機関における利便性、快適性を向上し、利用者の増加を図ります。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|---|--|-------|
| 公共交通利用促進のPR | 公共交通利用促進のPR活動を実施します。 | 商工観光課 |
| 鉄道事業者への働きかけ | 運行本数の充実などを鉄道事業者に働きかけます。 | 商工観光課 |
| バス事業者への働きかけ | 運行事業者へ快適性向上のため、運転手の接遇マナーの向上等を働きかけます。また、利便性向上のため、バス車両等のバリアフリー化等を働きかけます。 | 商工観光課 |
| マップ、時刻表の作成 [㊦] | わかりやすい市民バスのマップ・時刻表を作成します。 | 商工観光課 |
| 市内公共交通事業者との連携 | 市内公共交通事業者と乗り継ぎ面での連携を図ります。 | 商工観光課 |
| デマンド運行 ^{※34} の導入 [㊦] | 広域に点在する移動ニーズを効率的にカバーするための手段としてデマンド運行の導入を検討します。 | 商工観光課 |
| 公共交通関連施設のユニバーサルデザイン ^{※35} 化 [㊦] | 公共交通関連施設のユニバーサルデザイン化を促進します。 | 商工観光課 |

■主な指標

| 指標 | 説明 | 現状 | H27 | 関連施策 |
|---------------------------|--|-------|-------|------|
| 市民バス利用者の満足度 | 市民バスを利用した人を対象に、利用について「満足」「やや満足」と回答した人の割合 | 68.3% | 80.0% | (1) |
| 手段別の市内公共交通利用人数 (単位：千人) | 市民バス | 93 | 93 | (1) |
| | 民間路線バス | 270 | 270 | (1) |
| 土岐市駅の一日の平均発着本数 | 平日の土岐市駅発着本数 | 117 | 117 | (1) |

※33 地球温暖化(再掲) 7ページ参照

※34 デマンド運行 バスなど利用者の要求に対応して運行する形態

※35 ユニバーサルデザイン すべての人にとって使いやすいデザインのこと

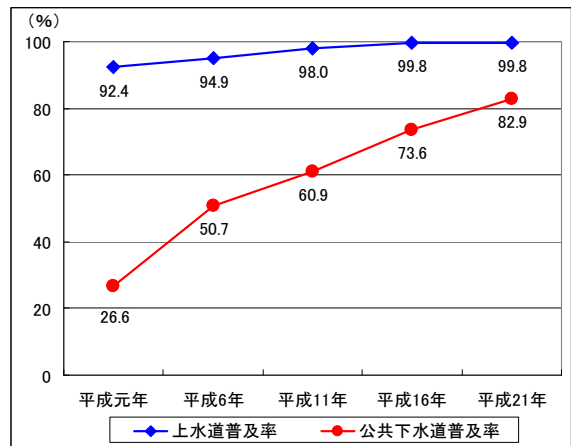
4 上下水道の整備

■現状と課題

本市の上水道は、平成14年度に全市給水可能となり、今後も全市域において良質な水の安定的供給を続けていく必要があります。下水道については、昭和60年に供用を開始し、市街地から整備を進めてきた公共下水道、平成20年に柿野地区で供用を開始した農業集落排水、下水道未整備地区を対象とした合併処理浄化槽により全市下水道化を目指しており、今後は社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを行いながら、効率的かつ適正な整備を進めていく必要があります。

上下水道ともに設備、施設の更新などを計画的かつ効率的に実施し、業務の外部委託化等も視野にいたした経営の合理化による経費削減を図り、上下水道事業の適正運営を図っていくことも求められています。

上下水道の普及率の推移



■施策

(1) 水道の安定供給

安全な水道の供給確保と災害に強い施設整備を計画的に進めます。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|----------------------|--|------|
| 災害対策の強化 ^④ | 防災マニュアルを作成し、災害時に必要な緊急用資材・応急給水資材を配備することで、災害に強い体制の構築を図ります。 | 水道課 |
| 施設耐震化の推進 | 主要幹線の老朽管や耐震性の低い管を優先的に耐震管へ布設替えします。 | 水道課 |
| 漏水対策の推進 | 漏水調査を継続的に実施することで、漏水事故の発生防止に努め、有収率の向上と緊急断水及びそれに伴う赤水の発生を防止します。 | 水道課 |
| 水質管理の徹底 ^④ | 水道水の供給元である岐阜県の運営する東部広域水道と連携して水質管理を行い、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。 | 水道課 |

(2) 下水の適正な処理

公共下水道整備事業を計画的に推進し、下水道の普及や水洗化の促進に努めます。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|-------------------------|---|----------------|
| 汚水処理施設の効率的な整備 | 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により、地域に適した方法で、効率的に整備します。 | 下水道課 |
| 適正な整備計画の推進 ^④ | 公共下水道による整備を進める前に、住民の接続意思を確認するためアンケート調査を実施するなどして、適正に整備を進めます。 | 下水道課 |
| 高度処理 ^{※36} の推進 | 庄内川水域流域別下水道整備総合計画と整合を図り、高度処理化を推進します。 | 下水道課 浄化センター |

※36 高度処理 通常行われる処理方法よりも高度な水質が得られる処理方法であり、通常処理における除去対象水質（BOD、SS等）を向上させるものと、通常処理では十分除去できない物質（窒素、リン等）の除去率を向上させるものがある

(3) 経営効率の向上

業務の外部委託等を含め、経営の合理化により経費削減を図り、効率的な経営が利用料金に反映されるように努めます。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|-----------------------|---|-------------|
| 広報の充実 ^⑧ | 広報紙やホームページを充実させ、上下水道事業の経営状況や取組状況を周知するとともに、制度の理解を深めます。 | 水道課 下水道課 |
| 収納率の向上推進 ^⑨ | 水道料金及び下水道使用料の督促・催告の方法を見直し、納付手続きの簡素化を図り収納率の向上を推進します。 | 水道課 下水道課 |
| 効率的な事業運営 | 隔月検針の実施、外部委託の可能な業務の抽出及び上下水道工事の設計・施工基準の見直し等を行い、経費削減と効率的な事業運営を図ります。 | 水道課 下水道課 |

■主な指標

| 指標 | 説明 | 現状 | H27 | 関連施策 |
|-----------------|---|--------|--------|------|
| 上水道の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「上水道の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数/全回答者数 | 51.7% | 56.7% | (1) |
| 有収率 | 受水池から出た水のうち、漏水などを除いた水道料金収入となる水量の割合 | 93.2% | 93.6% | (1) |
| 漏水事故発生件数 | 年間に発生した送配水管の漏水事故件数 | 25 | 25 | (1) |
| 上水道の水質基準達成率 | 水質検査法定項目の基準内達成割合 | 100.0% | 100.0% | (1) |
| 下水道の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「下水道の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数/全回答者数 | 41.8% | 46.8% | (2) |
| 汚水処理人口普及率 | 公共下水道、農業集落排水設備、合併処理浄化槽による処理区域内人口/総人口 | 91.2% | 99.1% | (2) |
| 下水道普及率 | 公共下水道の処理区域内人口/総人口 | 82.9% | 90.5% | (2) |
| 水道料金収納率 | 収入額/調定額 | 91.3% | 92.0% | (3) |
| 公共下水道使用料収納率 | 収入額/調定額 | 91.1% | 91.8% | (3) |

5 住環境・街並みの整備

■現状と課題

高齢化の進行や家族構成の変化にともない、人々のライフスタイルは多様化しており、居住スタイルも変化しています。特に高齢化の進行は、安全性が確保された住宅の供給が必須であり、既存ストックを有効に活用しながら、バリアフリー化など住環境の質の向上が不可欠となります。

また、住環境における質の向上には、良好な景観形成など、すべての市民が安心・安全で快適に生活でき、「いつまでも住み続けたい」と思うことができる取り組みを進めていく必要があります。

■施策

(1) 良好な住環境の整備

すべての市民が安心・安全、快適に住める住環境を提供します。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|-------------------------|---------------------------|-------|
| 区画整理の実施 | 妻木南部地区において土地区画整理事業を促進します。 | 都市計画課 |
| アスベスト対策の推進 [㊦] | アスベスト調査に対して、一定額を補助します。 | 都市計画課 |

(2) 良好な景観形成の推進

地域の特色を活かした、魅力ある街並み、景観を形成します。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|----------|---|-------|
| 景観計画の策定 | 良好な景観の形成を図るため、景観計画及び街並み形成に関する景観形成基準を策定します。 | 都市計画課 |
| 屋外広告物の規制 | 良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するため屋外広告物の規制を継続します。 | 都市計画課 |

(3) 土地の適正な利用・管理

都市計画マスタープラン^{※37}の見直しや規制・誘導の実施により、適正な土地利用を推進します。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|--------------------------|--|---------|
| 用途地域 ^{※38} の見直し | 用途指定地域について、地域の状況に応じ適正に区域及び用途の指定を検討します。 | 都市計画課 |
| 土地利用の規制・誘導 [㊦] | 開発されている土地を定期的にパトロールし、関係機関と連携して関係法令を遵守するよう規制・誘導します。 | 都市計画課 |
| 地籍調査 ^{※39} の実施 | 土地境界確認及び地籍図、地籍簿を作成します。 | 地籍調査推進室 |

※37 都市計画マスタープラン 正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で都市計画法に基づき、都市づくりのビジョンを明確化し、土地利用や都市施設整備の方針などを具体的かつきめ細かく定めた計画

※38 用途地域（再掲） 4ページ参照

※39 地籍調査 一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測定するための事業

■主な指標

| 指標 | 説明 | 現状 | H27 | 関連施策 |
|--------------------|--|-------|-------|------|
| 住環境の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「住環境の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数／全回答者数 ※今後、市民意識調査の項目として、追加予定 | — | 20.0% | (1) |
| 街並み・景観の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「街並み・景観の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数／全回答者数 | 16.1% | 20.0% | (2) |
| 街並み形成のルール違反件数 | 街並み形成に関する景観形成基準等に違反した件数 | — | 0 | (2) |
| 地籍調査実施進捗率 | 地籍調査実施済面積／要調査面積 | 12.4% | 14.6% | (3) |

6 公園・緑地の整備

■現状と課題

本市の都市公園の整備面積は市民一人当たりで換算すると9.3㎡/人(平成21年度末)であり、国の目標面積である10㎡/人を下回っており、不足地域を中心に今後も整備を進めていく必要があります。

また、本市の歴史や文化資源を活用した特色のある公園づくりを進めるとともに、現存する豊かな自然を有効に活用し、市民が気軽に利用でき、親しみやすく、潤いや安らぎを感じることができる場を提供することが求められています。

■施策

(1) 利用しやすい公園の整備

市民が安全、快適に利用できる公園を整備するとともに、地域の特色を活かした魅力ある公園づくりを進めます。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|-------------------------|---------------------------------------|--------------|
| 公園のバリアフリー化 ^新 | 公園を安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進します。 | 都市計画課 |
| 避難所機能の充実 ^新 | 関係部署と協議しながら避難所スペース等の確保、避難所への指定を促進します。 | 都市計画課 総務課 |
| 既存公園の維持管理 ^新 | 植栽の剪定や遊具の点検など小規模な公園を含め、適正な維持管理に努めます。 | 都市計画課 |

(2) 市街地の緑化の推進

平成15年に策定した「土岐市緑の基本計画^{※40}」の見直しを行い、市街地と自然の調和を図っていきます。

| 主な事業 | 内容 | 実施主体 |
|-------------------------|-----------------------------------|-------|
| 街路樹の維持 | 現状の街路樹を適正に維持管理します。 | 都市計画課 |
| 緑の基本計画の見直し ^新 | 関連する計画との整合を図りながら、緑の基本計画の見直しを行います。 | 都市計画課 |

■主な指標

| 指標 | 説明 | 現状 | H27 | 関連施策 |
|------------------------|---|---------|---------|---------|
| 公園・緑地の整備に関する市民満足度 | 市民意識調査で「公園・緑地の整備」について「満足」「やや満足」と回答した人の数/全回答者数 | 24.7% | 26.4% | 大綱全体に関連 |
| 市民1人当たり公園面積 | 市民1人当たりの都市公園整備総面積 | 9.3㎡ | 12.3㎡ | (1) |
| 公園における遊具の不整備等に起因する事故件数 | 公園における遊具などの設備の不整備が原因となった事故件数 | 0 | 0 | (1) |
| 公園の利用に関する苦情件数 | 公園利用に関して、「汚い」「危ない」等の年間苦情件数 | 0 | 0 | (1) |
| 市内の街路樹延長 | 都市計画道路のうち、街路樹が植えてある全延長 | 11,160m | 11,160m | (2) |
| 市街地における緑被率 | 用途地域内緑地面積/用途地域指定面積 | 24.0% | 24.0% | (3) |

※40 土岐市緑の基本計画 都市緑化保全法に基づき、緑地の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画